

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：32638

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730009

研究課題名(和文)中国土地所有権制度改革の下で顕在化する農地争奪問題の法的分析

研究課題名(英文) Legal Analysis about Rural Land Conflict under Reforming Land Ownership Law System in China

研究代表者

長 友昭(CHO, TOMOAKI)

拓殖大学・政経学部・准教授

研究者番号：20555073

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円、(間接経費) 960,000円

研究成果の概要(和文)：中国の各地で行われている農地の集約化ないし零細農民からの切り離しの改革について、農地をめぐる契約書の調査や法と政策の分析により以下のような結論を得た。
従来からの法や政策の上に最近の改革動向を踏まえた新法や新政策が重複的に設けられており、農地制度全体や運用実態が分かりにくい。各地の農地制度改革の中でも重慶市の「都市と農村の一体化型」が注目されている。重慶市では、農地の流動化策として「地票」を媒介とする取引所が設けられた。この「地票」の法的性質は証券とされるが不明点も多い。このような証券が合法であるか、さらなる不動産バブルを生むのではないかなどの懸念も示されている。

研究成果の概要(英文)：In China, it is difficult to understanding the rural land law system, because there are old and new laws and policy. The Rural Land Exchange Market was established at ChongChing. trading Land Quota. This Land Quota is not clear to understanding legally, and may be bringing much more real estate bubble.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：農地流動化 土地所有権 中国 集団所有権 都市化 収用 証券化 権利

1. 研究開始当初の背景

(1) 今日のグローバル化社会において、農地をめぐる権利については、中国や日本のみならず、世界各国で様々な問題が議論がなされている。例えば、優良農地の確保、食料増産、WTO体制下での補助金のあり方、耕作放棄地の拡大、食料安全保障の確保、バイオマスエネルギー生産への活用などである。その中でも、農地の権利の移転に関する議論は注目されている。日本でも、農家の離農・耕作放棄地増加などが加速する一方で、昨年の農地法改正によって、株式会社などによって農地の集約が進む可能性が現に高まりつつあり、その是非が問われている。

(2) 中国に視点を移すと、農業問題については「三農問題」という考え方、すなわち農業・農村・農民という各視点から問題を総合的に分析するという方法で、様々な議論がなされている。しかしながら、農民の生活において最も重要な財産といえる農地の権利関係、すなわち農地法の実態についての研究・分析は、それほど多くはなかった。

2. 研究の目的

(1) この先、中国が食料輸出国になるか輸入国になるかは、今後の世界の食料安全保障問題を大きく左右するカギとなる。そして、食料生産量を確保するためには、当然、その基盤となる農地が必要である。

(2) 中国ではこれまで、農地については、私有でも国有でもない集団所有という所有形式を原則としてきた。しかし、近年、この原則が崩れ始めている。2007年の物権法制定を契機として、国家的に農地の集約化をはかり、また、農民を農地から切り離すという試みが、改革の名のもとに各地で実験的かつ大々的に行われているのである。このような改革は、中国法においては往々にして法を乗り越える形で行われ、いわば違法状態を創出・推奨するような形で行われる。

(3) 本研究は、これらの改革として行われている各地の試みの実態を調査・分析した上で、今後起こりうる法的な問題点を明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 研究の方法の選定では、本研究の対象とする土地所有制度改革の下での農地争奪問題がまさに現在進行形の問題であるという特徴を考慮した。

そこで、研究対象地域を複数設定しつつその経年変化を研究期間の中で追跡し、比較検討することとした。というものである。対象地域としては当初、重慶市、福建省アモイ市、山東省の3地域とした。一見すると研究が散漫になるようにも思えるが、3地域を同時代的に比較することで、それぞれの改革の進展度合いや速度の違いなどを比較して評

価できるという大きな利点がある。

また、中国の各種の改革においては、改革自体の何らかの問題により改革が失敗し、停止するようなことも往々にしてある。その際も、本研究自体の失敗にはならず、改革方法の優劣劣敗ともいえる研究成果を得られることとなり、本研究自体の失敗の可能性を低減させることができる。

(2) そして、研究の継続性と着実な進展を担保するために、研究代表者のこれまでの研究成果を基盤とできるように「土地権利関係の契約書」および「農地制度の制度的枠組み」に注目する研究手法を採用した。

趙曉力による1980年代以降の農地の権利関係を山東省など各地の農地に関する契約の実態調査から明らかにした先行研究や研究代表者自身の長友昭「中国における農村土地請負経営権の主体性と権利性 2 契約書の分析を通して」(『中国研究月報』60巻12号、2006年)における、契約書を分析する手法を発展させて重慶市・福建省・山東省を対象とした調査を行い、契約関係・契約書の分析を行うものとする。

農業経済学者による理論的・実務的な分析も参考にしながら、研究代表者自身の物権法における農地の制度分析である長友昭「中国物権法と農村土地請負経営権をめぐる議論」(『中国研究月報』61巻11号、2007年)や、中国の農業政策が「農民の保護」において曖昧な判断を続けていることを指摘した長友昭「中国物権法の下での「農民の保護」論と農地の権利移転について～重慶市における土地請負経営権の権利移転実験モデルの検討～」(『農業法研究』44号、2009年)を発展させるものである。

4. 研究成果

(1) 中国の土地所有権制度改革の下で農地の権利の集約化および農民と農地の切り離しがどのように進んでいるのかについて、主に農地をめぐる契約関係の視点から分析し、それがどのような政策に基づいて行われているのかを調査した。

まず、上記の農地の権利の集約化および農民と農地の切り離し問題の把握のために、この問題にかかる基礎資料の収集を行った。具体的には契約書その他の文書の閲覧・複写や聞き取り調査の方法を採用した。もっとも、外国人である申請者が単身で聞き取り調査や資料を入手するには様々な困難が伴う。そこで、海外共同研究者及びその所属大学の大学院生などと協力して、調査を行った。重慶市にある西南大学法学院の黄毅氏及び西南大学に所属するその他の教員・大学院生と協力して、同法学院の研究課題として行われて

いる農村調査と共同での調査を行った。これにより、重慶市の農地の権利関係に関する多数の契約書を入手した。

同様に、福建省アモイ市では、アモイ大学所属の研究者や関係者への聴き取り調査などによって同市の改革状況の情報を入手することができた。他方で、山東省の調査予定地では、改革の動向が一段落しており、また、現地協力者の異動等もあって、現地調査は行わず、それまでの改革をまとめた文献資料の収集を中心に行った。

これらの収集資料から、本研究におけるキーワードともいえる財産権の法的保護に関する実証研究について、論文にまとめることができた。

(2) その後、中国の土地所有権制度改革の下で農地の権利の集約化および農民と農地の切り離しがどのように進んでいるのかについて、主に1次資料の分析を中心に研究を進めた。

分析対象とした1次資料については、本研究開始当初から海外共同研究者などの協力により得られた契約文書や政策文書である。

これらの文書から、従来型の農地の権利関係を表す文書の存在が一定の分量で確認できた。また、政策文書などについても、これまでの農地制度改革の過程や成果を示すものや今後の課題を示す重要な文書がいくつか出されており、これらについて理解を深めることができた。すなわち、従来型の契約形態が残存しているのに改革の成果は上がっているという表現には何らかの矛盾があることが読み取れるように思われた。この実態と改革成果の矛盾については、裁判事例も多数公開され始めており、農地制度改革の事例研究や制度分析という2次資料もかなり増えてきて分析対象になりうるということが確認できた。

これらの収集資料に基づいて、本研究の分析対象である中国の土地所有権制度改革の枠組みについて論文を執筆し、本研究の課題の重要性と中間的な研究成果および残された課題を明らかにして、中国研究所編『中国年鑑 2012』に「中国の土地収用問題の実態と新展開」として掲載することができた。

(3) 上述のような中間的な成果から、重慶市の改革に重点を置く形で研究成果の最終的なとりまとめを行った。その成果として日本現代中国学会第63回全国学術大会において「中国土地所有権制度改革の下で顕在化する農地問題解決策の法的分析 重慶市の「地票」取引を中心に」と題した以下のよう

な報告を行った。

中国の農地制度については、従来からの法や政策の上に最近の改革動向を踏まえた新法や新政策が重複的に設けられており、制度全体や運用実態が分かりにくく、実際にも混乱を生じている。農地の権利を保護するための基礎には農地の権利を確定ないし画定することが必要であるが、その基盤となる物権法10条に規定された全国的に統一された登記制度の整備の遅れが懸念されて久しい一方で、各種の権利証が実務上重要な扱いを受けているなど、後述の「地票」も含め、土地の権利を確定する制度も錯綜している。これは各地の制度を改革によって競わせているようにも見える。

各地の農地制度改革には大きく分けて「農地の権利集積型」(広東省、天津市など)、「行政区画の改変型」(山東省諸城市、アモイ市など)、「都市と農村の一体化型」(重慶市、成都市)などいくつかの類型が見られ、これらに優勝劣敗を競わせる状況がある。なかでも「都市と農村の一体化型」はその改革の射程が農地制度のみならず、中国の土地と農村の二元的制度に基づく差別的扱いの解消全般に及んでいることもあり、注目を集めている。

「都市と農村の一体化型」改革を推し進める重慶市で、農地の流動化策として取引所が設けられた。ここでは「地票」と呼ばれるものを媒介として農地の権利移転が行われている。取引所による公告などを紹介して「地票」取引の実態の一端を明らかにした。

この「地票」の法的性質については不明点も多く、見解の争いもあるが、ある種の証券であり、土地の証券化と見る見解が有力である。もっとも、このような証券が合法であるか、また、農地への抵当権の設定が認められない現行の法制度の下で農地が証券化された「地票」への担保権の設定が認められてもいいのか、さらに担保権の実行の可能性はあるのかなど問題点も多い。他方でこの証券化がさらなる不動産バブルを生むのではないかという懸念も指摘した。

(4) なお、本研究の最終的な成果の公表の方法として、当初は中国でのミニシンポジウムまたは研究会の開催を計画し、そこで中国人研究者の意見を広く聴くことを計画していた。しかし、研究外の要因もあって残念ながらその開催が難しい状況となり断念せざるを得なかった。他日を期したい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

長友昭、中国における農村の土地請負経営権の権利帰属確定方法に関する一考察、拓殖大学論集 法律・政治・経済研究、査読有り、14巻2号、2012年、127-151頁
http://www.takushoku-u.ac.jp/laboratory/files/pol_eco_14-2.pdf

〔学会発表〕(計1件)

長友昭、中国土地所有権制度改革の下で顕在化する農地問題解決方策の法的分析 重慶市の「地票」取引を中心に、日本現代中国学会第63回全国学術大会、2013年10月27日、福岡大学

〔図書〕(計5件)

中国研究所編、毎日新聞社、中国年鑑2014、2014年、496頁(241-243頁)

奥田進一編著、成文堂、中国の森林をめぐる法政策研究、2014年、324頁(189-206頁)

中国研究所編、毎日新聞社、中国年鑑2013、2013年、496頁(249-251頁)

中国研究所編、毎日新聞社、中国年鑑2012、2012年、536頁(63-66頁)

國谷知史・奥田進一・長友昭編、成文堂、確認中国法用語250、2011年、99頁

〔その他〕

国際シンポジウム「近代的所有権によるコミュニティの変質」～体制移行と近代的法整備による中国・モンゴル社会の方向性～、2011年11月12日、拓殖大学を共同企画により開催

6. 研究組織

(1) 研究代表者

長友昭 (CHO, Tomoaki)
拓殖大学・政経学部・准教授
研究者番号：20555073

(2) 研究協力者

黄毅 (HUANG, Yi)
西南大学(中国)・法学院・副教授